

目 次

令和5年9月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第43号	箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第44号	箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第45号	箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第46号	令和5年度箱根町一般会計補正予算(第3号)
5	議案第47号	令和5年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
6	議案第48号	令和5年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第1号)
7	議案第49号	令和4年度箱根町一般会計歳入歳出決算の認定について
8	議案第50号	令和4年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
9	議案第51号	令和4年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
10	議案第52号	令和4年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
11	議案第53号	令和4年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
12	議案第54号	令和4年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
13	議案第55号	令和4年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
14	議案第56号	令和4年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
15	議案第57号	令和4年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

NO	議案番号	件名
16	議案第58号	令和4年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
17	議案第59号	令和4年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
18	議案第60号	令和4年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
19	議案第61号	工事請負契約の締結について
20	議案第62号	教育委員会委員の任命について

議案第 43 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)上の位置付けが五類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫作業手当の特例を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 25 項の前の見出し、同項及び附則第 26 項を削る。

附則第 27 項の前の見出しを削り、同項中「附則第 29 項」を「附則第 27 項」に改め、同項を附則第 25 項とし、同項の前に見出しとして「(定年の引上げに伴う給与に関する特例)」を付する。

附則第 28 項を附則第 26 項とし、附則第 29 項中「附則第 31 項」を「附則第 29 項」に、「附則第 27 項」を「附則第 25 項」に改め、同項を附則第 27 項とする。

附則第 30 項を附則第 28 項とし、附則第 31 項中「附則第 27 項」を「附則第 25 項」に、「附則第 29 項」を「附則第 27 項」に改め、同項を附則第 29 項とする。

附則第 32 項中「附則第 29 項」を「附則第 27 項」に、「附則第 27 項」を「附則第 25 項」に改め、同項を附則第 30 項とする。

附則第 33 項中「附則第 29 項」を「附則第 27 項」に、「第 31 項」を「第 29 項」に、「第 32 項」を「第 30 項」に改め、同項を附則第 31 項とする。

附則第 34 項中「附則第 27 項」を「附則第 25 項」に、「附則第 29 項」を「附則第 27 項」に改め、同項を附則第 32 項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(箱根町職員の降給に関する条例の一部改正)

2 箱根町職員の降給に関する条例（平成 28 年箱根町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項中「附則第 27 項」を「附則第 25 項」に改める。

議案第 44 号

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例

箱根町印鑑条例（昭和 58 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 16 条第 2 項の改正規定（「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード利用者証明用電子証明書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 48 号）等が令和 5 年 5 月 31 日に公布され、令和 6 年 1 月 1 日から施行されること等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例

箱根町火災予防条例（昭和 37 年箱根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。
 第 11 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。
 第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 44 条第 13 号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第 3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kw以下	100	15注	15	15注	

	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	0	-	0
			据置型レンジ	21kw以下	80	0	-	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	-	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	-	80	30	-	30
上記に分類されないもの			使用温度が 800℃以上のもの	-	250	200	300	200
			使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの	-	150	100	200	100
			使用温度が 300℃未満のもの	-	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の箱根町火災予防条例（以下「新条例」という。）第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（附則第 4 項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2（新条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第 13 条第 1 項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規

定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第46号

令和5年度箱根町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度箱根町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,602千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,529,631千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年8月24日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		557,841	△71,790	486,051
	10 国庫補助金	318,082	△71,790	246,292
50 県支出金		453,496	△13,097	440,399
	10 県補助金	262,710	△13,097	249,613
65 繰入金		883,037	73,776	956,813
	05 基金繰入金	883,037	73,776	956,813
70 繰越金		100,000	260,213	360,213
	05 繰越金	100,000	260,213	360,213
80 町債		903,200	△126,500	776,700
	05 町債	903,200	△126,500	776,700
歳 入 合 計		11,407,029	122,602	11,529,631

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,081,786	265,952	2,347,738
	05 総務管理費	1,841,328	265,952	2,107,280
15 民生費		1,860,610	3,562	1,864,172
	10 児童福祉費	651,977	3,562	655,539
20 衛生費		1,976,868	△172,931	1,803,937
	10 清掃費	1,557,776	△172,931	1,384,845
35 土木費		565,755	13,000	578,755
	10 道路橋りょう費	265,918	13,000	278,918
40 消防費		1,271,324	13,019	1,284,343
	05 消防費	1,271,324	13,019	1,284,343
歳出	合計	11,407,029	122,602	11,529,631

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
20 衛生費	10 清掃費	ごみ処理広域化 推進事業	3,365,000	令和 5年度	232,750	3,363,231	令和 5年度	7,750
				令和 6年度	1,350,618		令和 6年度	15,569
				令和 7年度	1,155,182		令和 7年度	1,194,822
				令和 8年度	626,450		令和 8年度	2,145,090

第3表 地方債補正

(廃止)

起債の目的					補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
	千円								
ごみ処理 広域化 推進事業	126,500	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について は、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。	—	—	—	—	年割額の変更に伴い廃止する

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	557,841	△71,790	486,051
50 県支出金	453,496	△13,097	440,399
65 繰入金	883,037	73,776	956,813
70 繰越金	100,000	260,213	360,213
80 町債	903,200	△126,500	776,700
歳入合計	11,407,029	122,602	11,529,631

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,081,786	265,952	2,347,738	0	0	0	265,952
15 民生費	1,860,610	3,562	1,864,172	2,819	0	0	743
20 衛生費	1,976,868	△172,931	1,803,937	△87,706	△126,500	0	41,275
35 土木費	565,755	13,000	578,755	0	0	0	13,000
40 消防費	1,271,324	13,019	1,284,343	0	0	0	13,019
歳出合計	11,407,029	122,602	11,529,631	△84,887	△126,500	0	333,989

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
15 民生費国庫補助金	22,580	2,085	24,665
20 衛生費国庫補助金	100,608	△73,875	26,733
計	318,082	△71,790	246,292

(款) 50 県支出金

(項) 10 県補助金

09 民生費県補助金	32,964	734	33,698
41 市町村自治基盤強化総合補助金	41,545	△13,831	27,714
計	262,710	△13,097	249,613

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	872,758	73,776	946,534
計	883,037	73,776	956,813

(款) 70 繰越金

(項) 05 繰越金

05 繰越金	100,000	260,213	360,213
計	100,000	260,213	360,213

(款) 80 町債

(項) 05 町債

20 衛生債	146,900	△126,500	20,400
計	903,200	△126,500	776,700

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 児童福祉費国庫補助金	2,085	45 出産・子育て応援交付金	2,085
05 保健衛生費国庫補助金	△73,875	35 循環型社会形成推進交付金更正減	△73,875

10 児童福祉費県補助金	734	55 出産・子育て応援事業県補助金	734
05 市町村自治基盤強化総合補助金	△13,831	05 市町村自治基盤強化総合補助金更正減	△13,831

05 財政調整基金繰入金	73,776	05 財政調整基金繰入金追加	73,776

05 前年度繰越金	260,213	05 前年度繰越金追加	260,213

10 清掃債	△126,500	15 ごみ処理広域化推進事業債更正減	△126,500

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 一般管理費	839,292	1,306	840,598	0	0	0	1,306
35 企画費	403,447	2,333	405,780	0	0	0	2,333
45 防災対策費	116,050	2,100	118,150	0	0	0	2,100
75 財政調整基金費	85,328	260,213	345,541	0	0	0	260,213
計	1,841,328	265,952	2,107,280	0	0	0	265,952

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	152,195	3,562	155,757	2,819	0	0	743
計	651,977	3,562	655,539	2,819	0	0	743

(款) 20 衛生費

(項) 10 清掃費

05 清掃総務費	357,060	△225,000	132,060	△87,706	△126,500	0	△10,794
10 ごみ処理費	1,129,551	52,069	1,181,620	0	0	0	52,069
計	1,557,776	△172,931	1,384,845	△87,706	△126,500	0	41,275

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

10 道路維持費	163,712	13,000	176,712	0	0	0	13,000
計	265,918	13,000	278,918	0	0	0	13,000

(単位：千円)

節			
区 分	金 額	説 明	
3 職員手当等	1,306	01-01-02 職員給与費追加…………… 市町村職員退職手当組合負担金追加	1,306
18 負担金補助 及び交付金	2,333	01-05-01 企画経常経費追加…………… (負担金補助及び交付金) 18-55 旧温泉幼稚園落石防護工事補助金	2,333 2,333
18 負担金補助 及び交付金	2,100	05-02-01 地震等災害対策事業追加…………… 18-51 補助金追加	2,100 2,100
24 積立金	260,213	01-05-01 経常経費追加…………… (積立金) 24-51 財政調整基金積立金追加	260,213 260,213

7 報償費	1,704	05-18-01 子育て世代包括支援事業追加……………	3,562
10 需用費	5	07-01 報償費追加	1,704
11 役務費	3	10-01 消耗品費追加	5
18 負担金補助 及び交付金	1,850	11-01 役務費 18-91 交付金	3 1,850

14 工事請負費	△225,000	05-04-01 ごみ処理広域化推進事業更正減…………… 14-01 工事請負費更正減	△225,000 △225,000
12 委託料	50,749	01-05-01 経常経費追加……………	52,069
18 負担金補助 及び交付金	1,320	(委託料) 12-51 ごみ収集運搬委託料追加 12-58 ごみ外部処理委託料追加 (負担金補助及び交付金) 18-92 事業系一般廃棄物外部処理対応交付金追加	610 50,139 1,320

14 工事請負費	13,000	05-08-04 町道箱113号線道路整備事業追加…………… 14-01 工事請負費追加	13,000 13,000
----------	--------	---	------------------

(款) 40 消防費

(項) 05 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 常備消防費	889,883	13,019	902,902	0	0	0	13,019
計	1,271,324	13,019	1,284,343	0	0	0	13,019

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	7,858	01-01-02 職員給与費追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13,019
3 職員手当等	2,925	一般職等給与費追加
4 共済費	2,236	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	11,593 (4.4)	-	7,981	45,554	6,465	52,019	
	議 員	13	49,224	-	21,659 (4.4)	-	-	70,883	14,251	85,134	
	その他の 特別職	590	34,860	-	-	-	-	34,860	9,360	44,220	
	計	606	84,084	25,980	33,252	-	7,981	151,297	30,076	181,373	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,593 (4.4)	-	7,981	45,554	6,465	52,019	
	議 員	13	49,224	-	21,659 (4.4)	-	-	70,883	14,251	85,134	
	その他の 特別職	590	34,860	-	-	-	-	34,860	9,360	44,220	
	計	606	84,084	25,980	33,252	-	7,981	151,297	30,076	181,373	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	489	220,117	1,346,081	1,049,627	2,615,825	464,405	3,080,230	
補正前	488	220,117	1,338,223	1,045,396	2,603,736	462,169	3,065,905	
比 較	1	0	7,858	4,231	12,089	2,236	14,325	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養	地 域	通 勤	期 末	勤 勉	管 理 職	特 殊 勤 務
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補正後	30,564	-	54,690	326,804	241,125	41,591	3,061
	補正前	30,564	-	54,690	325,104	239,900	41,591	3,061
	比 較	0	-	0	1,700	1,225	0	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外 勤 務	住 居	管 理 職 員 特 別 勤 務	児 童	退 職
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
	補正後	1,476	117,969	35,382	2,583	14,950	179,432
	補正前	1,476	117,969	35,382	2,583	14,950	178,126
	比 較	0	0	0	0	0	1,306

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	7,858	懲戒免職処分の修正に伴う遡及分	7,858	給料 7,858千円	停職期間を除く令和2年10月14日～令和5年7月分
職員手当等	4,231	懲戒免職処分の修正に伴う遡及分	4,231	期末手当 1,700千円 勤勉手当 1,225千円 退職手当組合負担金 1,306千円	令和2年4月～令和5年7月分
共 済 費	2,236	懲戒免職処分の修正に伴う遡及分	2,236	共済費 2,236千円	令和2年4月～令和5年7月分の例月分及び期末勤勉手当分

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	139	220,117	—	37,677	257,794	34,174	291,968	
補正前	139	220,117	—	37,677	257,794	34,174	291,968	
比 較	0	0	—	0	0	0	0	

※本表の数値は、2－(1)総括の内数です。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一般財源	
					特 定 財 源											
					国 県 支出金	地方債	その他									
40	05	ごみ処理 広域化 推進事業	5	補正前	232,750	91,581	126,500	0	14,669			232,750	232,750		6.9	
				補正額	△ 225,000	△ 87,706	△ 126,500	0	△ 10,794			△ 225,000	△ 225,000		△ 6.7	
				補正後	7,750	3,875	0	0	3,875			7,750	7,750		0.2	
			6	補正前	1,350,618	505,704	758,300	0	86,614						1,350,618	40.2
				補正額	△ 1,335,049	△ 497,920	△ 758,300	0	△ 78,829						△ 1,335,049	△ 39.7
				補正後	15,569	7,784	0	0	7,785						15,569	0.5
			7	補正前	1,155,182	434,798	646,500	0	73,884						1,155,182	34.3
				補正額	39,640	△ 31,277	42,200	0	28,717						39,640	1.2
				補正後	1,194,822	403,521	688,700	0	102,601						1,194,822	35.5
			8	補正前	626,450	241,624	342,900	1,225	40,701						626,450	18.6
				補正額	1,518,640	371,022	963,300	0	184,318						1,518,640	45.2
				補正後	2,145,090	612,646	1,306,200	1,225	225,019						2,145,090	63.8
			計	補正前	3,365,000	1,273,707	1,874,200	1,225	215,868	0	0	232,750	232,750	3,132,250	100.0	
				補正額	△ 1,769	△ 245,881	120,700	0	123,412	0	0	△ 225,000	△ 225,000	223,231	0.0	
				補正後	3,363,231	1,027,826	1,994,900	1,225	339,280	0	0	7,750	7,750	3,355,481	100.0	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普通債	補正前の額	6,501,195	6,049,549	903,200	656,589	6,296,160
	補正額	0	0	△ 126,500	0	△ 126,500
	補正後の額	6,501,195	6,049,549	776,700	656,589	6,169,660
8. 保健衛生	補正前の額	516,078	458,765	146,900	52,261	553,404
	補正額	0	0	△ 126,500	0	△ 126,500
	補正後の額	516,078	458,765	20,400	52,261	426,904
合 計	補正前の額	7,725,508	7,036,965	903,200	922,700	7,017,465
	補正額	0	0	△ 126,500	0	△ 126,500
	補正後の額	7,725,508	7,036,965	776,700	922,700	6,890,965

議案第 47 号

令和 5 年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度箱根町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,585 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 381,585 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		65	14,585	14,650
	05 繰越金	65	14,585	14,650
歳入合計		367,000	14,585	381,585

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広 域連合納付金		363,385	14,585	377,970
	05 後期高齢者医療広 域連合納付金	363,385	14,585	377,970
歳 出	合 計	367,000	14,585	381,585

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	65	14,585	14,650
歳入合計	367,000	14,585	381,585

2 歳入

(款) 20 繰越金

(項) 05 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	65	14,585	14,650
計	65	14,585	14,650

3 歳出

(款) 10 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 05 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 後期高齢者 医療広域連 合納付金	363,385	14,585	377,970	0	0	0	14,585
計	363,385	14,585	377,970	0	0	0	14,585

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
10 後期高齢者医療広域 連合納付金	363,385	14,585	377,970	0	0	0	14,585
歳出合計	367,000	14,585	381,585	0	0	0	14,585

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 前年度繰越金	14,585	05 前年度繰越金追加	14,585

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	14,585	01-05-01 後期高齢者医療広域連合納付金追加…… (負担金補助及び交付金)	14,585
		18-06 前年度精算分保険料等負担金	14,585

議案第 48 号

令和 5 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,826 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,398,826 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 繰越金		8,324	2,826	11,150
	05 繰越金	8,324	2,826	11,150
歳入合計		1,396,000	2,826	1,398,826

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
25 諸支出金		1,005	2,826	3,831
	05 償還金及び還付加 算金	1,005	2,826	3,831
歳出	合計	1,396,000	2,826	1,398,826

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
50 繰越金	8,324	2,826	11,150
歳入合計	1,396,000	2,826	1,398,826

2 歳入

(款) 50 繰越金

(項) 05 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	8,324	2,826	11,150
計	8,324	2,826	11,150

3 歳出

(款) 25 諸支出金

(項) 05 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 第1号被保険者保険料還付金	1,000	2,826	3,826	0	0	0	2,826
計	1,005	2,826	3,831	0	0	0	2,826

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 諸支出金	1,005	2,826	3,831	0	0	0	2,826
歳出合計	1,396,000	2,826	1,398,826	0	0	0	2,826

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
05 前年度繰越金	2,826	05 前年度繰越金追加 2,826

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子 及び割引料	2,826	01-05-01 第1号被保険者保険料還付金追加…………… 2,826 (償還金利子及び割引料) 22-52 国庫負担金等過年度還付金 2,035 22-53 社会保険診療報酬支払基金交付金過年度 還付金 442 22-54 県負担金過年度還付金 349

議案第 49 号

令和 4 年度箱根町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町一般会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 50 号

令和 4 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 51 号

令和 4 年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 52 号

令和 4 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 53 号

令和 4 年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 54 号

令和 4 年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 55 号

令和 4 年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 56 号

令和 4 年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 57 号

令和 4 年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 58 号

令和 4 年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 59 号

令和 4 年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度箱根町水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて令和 4 年度箱根町水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 60 号

令和 4 年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度箱根町公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて令和 4 年度箱根町公共下水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 61 号

工事請負契約の締結について

次のとおりごみ処理広域化推進事業 可燃ごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤード整備工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
株式会社神鋼環境ソリューション東京支社
東京支社長 久保 哲也

2 契約金額

金 3,308,228,000 円

令和 5 年 8 月 24 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

ごみ処理広域化推進事業 可燃ごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤード整備工事について、令和 5 年 8 月 7 日に見積合せをしたところ、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

